

神奈川、昭58不34、昭59.10.24

命 令 書

申立人 X 1 X 2 X 3 X 4
 X 5 X 6

被申立人 神奈川中央交通株式会社

主 文

- 1 被申立人は、申立人らの所属する神奈川中央交通労働組合の役員選挙に際して、特定の候補者を支援するための会合を開き特定の候補者への投票を組合員に依頼したり同候補者以外の候補者を誹謗・中傷するなどの、営業所長その他の職制の行為を通じて、同組合の運営に支配介入してはならない。
- 2 被申立人は、本命令の交付を受けた後、速やかに次の文書を縦1メートル、横2メートルの白色木板に楷書で墨書し、これを被申立人の本社及び町田営業所の正面入口の従業員の見易い場所に2週間掲示しなければならない。

誓 約 書

昭和58年10月の定期組合役員選挙に際して、当社町田営業所において当時のB 1所長その他の職制が、特定の候補者を支援するための会合を開き、貴殿らの所属する組合の組合員に対し、特定の候補者に投票するように依頼したり、当該特定候補者に批判的な候補者を誹謗・中傷したことは、神奈川県地方労働委員会により労働組合法第7条第3号に該当する会社の不当労働行為であると認定されました。

当社は、かかる行為を深く反省し、今後再び繰り返さないことを誓約します。

昭和 年 月 日

X 1 殿
X 2 殿
X 3 殿
X 4 殿
X 5 殿
X 6 殿

神奈川中央交通株式会社
代表取締役 B 2

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人X 1（以下「X 1」という。）は昭和44年10月7日、同X 2（以下「X 2」という。）は同45年3月30日、同X 3（以下「X 3」という。）は同49年10月16日、同X 4（以下「X 4」という。）は同46年3月1日、同X 5（以下「X 5」という。）は同44年2月

3日、同X6（以下「X6」という。）は同39年9月21日に、それぞれ後記被申立人神奈川中央交通株式会社に雇用され、いずれも本件申立て時現在町田営業所に路線バス運転職として勤務している従業員であって、後記申立て外神奈川中央交通労働組合の組合員である。

(2) 被申立人神奈川中央交通株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地に本社を、神奈川県伊勢原市ほか13か所に営業所を置いて、一般乗合旅客自動車運送業及び附属的に不動産業、ホテル業等を営む株式会社であり、本件申立て時の従業員総数は3,371名である。そのうち、町田営業所は東京都町田市野津田町字関ノ上350番地に所在し、路線バス運行を行い、附属的に旅行案内を営んでおり、従業員は所長以下302名である。

(3) 会社には会社の従業員により昭和22年に組織された神奈川中央交通労働組合（以下「組合」という。）があり、会社との間でユニオン・ショップ制が協定されている。本件申立て時の組合員数は3,000余名である。そのうち、町田営業所に設けられた町田分会の組合員数は営業所長を除いた全員301名である。なお、同営業所における職制は営業所長、助役、整備長、班長、副班長である。

2 本件発生に至るまでの労使事情

(1) 組合内における申立人ら執行部批判グループの形成

昭和42年12月、会社横浜営業所において、組合執行部の活動内容に批判的な組合員有志により「神奈川中央交通事故をなくす会」が結成され、その後同会は昭和54年4月「神奈中職場に権利を確立する会」（略称「権立会」）と改称された。この会は①組合の民主化、②労働条件の改善、③職場の明朗化、④労働者意識の強化、⑤交通事故の防止を目標とし、「情宣誌」の発行や学習会の開催等により、その主張を組合の活動に反映させるよう運動を行ってきたが、やがて組合内では、この会が中核的存在となって、組合執行部に批判的なグループ（以下「批判派」という。）が形成されていった。申立人らの所属する町田分会においても昭和46年ころから、X2、X1らを中心に「批判派」が急速に形成され、後記(2)に認定した組合活動をとおり、組合内で一定の支持を得るまでに至った。

(2) 申立人らの組合

活動申立人ら「批判派」は、組合執行部が労使協調を旨とし、会社とともに労働強化を組合員に押しつけているとして批判、労働協約改訂要求や賃金・臨時給要求については、組合執行部案を上回る修正案を町田分会から後記3の(1)で認定した中央委員会へ提出したり、組合員の勤務中の交通事故や労災認定に対する所轄機関等への支援活動、学習会の開催、「情宣誌」の発行などの活動を行ってきた。

また、組合役員選挙に際して、申立人ら「批判派」は、昭和46年以降、町田分会においては、別表1のとおり毎回候補者を立て選挙活動を行い、昭和48年から同52年の組合役員選挙では、後記3の(1)で認定した分会委員会の町田分会の分会委員に、半数近くを占めるまでに至った。

(3) 申立人らに対する会社町田営業所長B1の態度

申立人らの所属する会社町田営業所の所長には、昭和52年4月25日付けで、本社営業課申請係長であったB1（以下「B1所長」という。）が就任した。新任のB1所長は、当時の町田営業所は、事故発生件数、従業員の出勤状況、車両の手入れ、職場の秩序・

モラルの点が、会社の他の営業所に比べ劣るとし、業務改善を一つの目標に掲げた。そしてこの目標の推進には、従業員（組合員）の協力を得ることを不可欠と考え、職制である班長、副班長の会議、従業員の勤務形態（5勤1休）により編成されている組（これを会社では「週休」と呼んでおり、AないしFの6組がある。）ごとの各種会合、所長、助役、整備長の職制と組合役員のうち後記3の(1)で認定した町田分会選出中央委員を構成員として設置されている業務懇談会の場をとおして、話し合い、コミュニケーションを深めることに努めた。

一方、B1所長就任当時の町田分会の状況は、前記(1)及び(2)で認定したとおり、申立人ら「批判派」が一定の勢力を有し、他の営業所に比べその活動が目立っていたが、B1所長は、さきに認定したような自らの意思、考え方、施策の徹底、実現を図る立場から、組合や分会の、活動内容やあり方については、言わば労使協調を是とし、組合執行部はこのことに協力してきたとして、共鳴し、支持し、これに反するような組合活動は好ましくない、何とかこれを変えていこうという考えのもとに諸施策を進めた。そしてB1所長は、昭和56年の組合役員選挙に際しては、「週休別」や各種サークルの懇親会の席上、労使協調を旨とする当時の組合執行部とそれに同調するグループ（以下「執行部派」という。）が望ましい旨を表明し、また、昭和57年11月に開かれたE週休のサークルの「野球部」納会や、昭和57年12月に開かれたE週休の忘年会において、後記3の(1)で認定した町田分会選出中央委員同席のなかで、「来年は組合役員選挙の年でもあるので、労使協調、現体制（A1執行委員長、A2書記長、A3分会長ほか）でよろしく願います。」旨のあいさつをし、「執行部派」を支持する発言をした。

なお、B1所長は、昭和57年9月29日X2、X1、X3、X4と申立て外A4の5名から、運転職（乗合）の担当車指定や臨時給の査定等について、申立人ら「批判派」の活動家を差別している旨の口頭による抗議を受け、担当車指定については一定の考えでやっているが、それは言えない旨答えている。

3 昭和58年10月の組合役員選挙の概要

(1) 組合組織・機関と選挙システム

組合の組織並びに機関及びその選挙の仕組みは次のとおりとなっている。

ア 組合本部

- (ア) 大会（組合の最高決議機関）—代議員、中央委員、中央執行委員で構成
- (イ) 中央委員会（大会に次ぐ決議機関）—中央委員、中央執行委員で構成
- (ロ) 中央執行委員会（常務執行機関）—中央執行委員で構成
- (ハ) 代議員—分会委員選挙の上位当選者
- (ニ) 中央委員—全分会員の無記名投票により選出
- (ホ) 中央執行委員—役種別に全組合員の無記名投票により選出

イ 分会（本社及び各営業所）

- (ア) 分会委員会（分会の決議機関）—分会委員、分会選出中央委員で構成（分会選出中央委員が事実上分会の執行面を担当する。）
- (イ) 分会委員—職種別に全分会員の無記名投票により選出
- (ロ) 分会長—分会選出中央委員の互選

ウ 任期及び改選時期

いずれの組合役員も任期は2年間で、隔年の10月に改選が行われている。

エ その他

昭和54年10月の定例組合役員選挙から、中央執行委員（委員長、書記長等7役）、分会選出中央委員、分会委員の役種別に一括してグループで立候補手続きをするいわゆるワンセット方式と分会委員選挙において候補者番号制が行われるようになって、「執行部派」と「批判派」の候補者が容易に識別できるようになり、「批判派」でも昭和56年10月の定例組合役員選挙からは、統一的な主張、統一的な立候補で選挙活動を行うようになった。

(2) 選挙日程

昭和58年10月の組合役員選挙の日程は次のとおりであった。

昭和58年10月 4日（火）	中央執行委員候補受付
6日（木）	同締切・告示
7日（金）～10日（月）	同運動期間
11日（火）～13日（木）	同投票期間
14日（金）	同開票 中央委員候補受付
15日（土）	同締切・告示
15日（土）～17日（月）	同運動期間
18日（火）～20日（木）	同投票期間
20日（木）	同開票 分会委員候補受付
21日（金）	同締切・告示
21日（金）～23日（日）	同運動期間
24日（月）～26日（水）	同投票
26日（水）	同開票

4 昭和58年10月の組合役員選挙に対するB1所長ら職制の言動

(1) 「週休別」やサークルの懇親会等でのB1所長らの発言

ア 退職者送別会でのB1所長の発言

A週休の班長（組合員）の呼びかけにより、昭和58年3月11日、午後4時ころから東京都町田市内の美船寿司でA週休者約45名のほか、B1所長とA週休者以外の「執行部派」町田分会選出中央委員であるA3、A5、A6、A7の4名（以下「町田選出中央委員」という。）が出席して開かれたC1の退職者送別会の席上、B1所長はあいさつの中で、「会社在ってのみんなだ。会社の中にそれを否定するやつがいる。今度の組合役員選挙でも、いまの体制（A1中央執行委員長、A2書記長、A3分会長ほか）でいく。」旨の発言をした。

イ E週休の花見でのB1所長の発言

昭和58年4月9日、東京都町田市内の菅原神社で、E週休者約40名のほか、B1所長と町田分会選出中央委員が参加して開かれたE週休の花見の席上、B1所長はあいさつの中で、「今年は組合役員選挙の年で、10月には選挙があるが、現体制でいくのでよろしく頼む。もし1人でも反体制派（「批判派」）が当選したら、会社主催または組

合主催のレクリエーション行事には、町田営業所からは一切参加させないし、所長と分会役員の話合いの場である業務懇談会も一切持たず、全部業務命令でやる。」旨の発言を行った。

ウ E週休のサークルの「野球部」懇親会でのB1所長らの言動

昭和58年8月31日、野球部監督でE週休の副班長でもあるA8（以下「A8副班長」という。）の自宅で、野球部員とそのOB計約30名のほかに、E週休のA9副班長（分会選挙委員）が出席して開かれたE週休のサークルの「野球部」懇親会の席上、A8副班長は、「今日は、今度の組合役員選挙のことで集まってもらったが、集まるだけでは信用できないので、選挙当日投票用紙をお互いに見せ合って投票しよう。」との提案をしたうえ採決を行った。この採決で、一部の者から、そこまでやる必要はないとの反対が出たが、結局、野球部として反対者があったままでB1所長に報告するのは都合が悪いとして全員が賛成したことにして、後に出席したB1所長にはA8副班長から報告された。また、この会合には、B1所長とともに野球部とは関係のないA10班長、A11班長と町田分会選出中央委員も遅れて出席したが、席上、B1所長は「今度の組合役員選挙では、A1体制（当時の中央執行委員長）からA2体制（当時の書記長）へ変わるが、A2体制に投票するよう、また、反対派（「批判派」）は今日からはゲバと呼ぶ。」「こういうことも13営業所中1番になるためにはやむを得ない。」旨の発言をした。

エ 「週休別」の懇親会でのB1所長の発言

昭和58年9月19日、午後3時半ころから、横浜市緑区市ケ尾の料理店「柿の下」でF週休懇親会が、A12班長の呼びかけにより、F週休者のうち昭和58年10月の組合役員選挙に「批判派」から立候補するとみられている者を除外した39名と、B1所長、町田分会選出中央委員、そして中央執行委員のうちのA2書記長らも出席して開催された。

席上、B1所長はあいさつの中で、「本日は選挙というテーマで集まっていたわけであるが、皆様方は現在のA3（中央委員、町田分会長）体制に全員賛成していただいていることを信じてお話す。来月には一連の組合役員の改選が控えているが、各週休とも、A3体制に賛同を得られる者とそうでない者をはっきり色分けし、町田を整理していこうと思っている。」

「現在の選挙状況は、ここに7人書いてあるが、中央執行委員長のA1が勇退し、替わって書記長のA2が委員長候補にあがり、A1路線を引き継いでいくことになった。これに対し対立候補は、紙に書いてないが、委員長候補に茅ヶ崎営業所のA13ほかA14、A15、A16、A17、A18、それにもう1人教宣部長候補として、町田営業所のX1が出る。次いで中央委員、これはこれから皆さん方の前であいさつするが、現中央委員が再出馬する。対立候補は現在X2、X3、X1が決まっていて、あと1人はX5になるかX4になるかわからない。分会委員となると全くわからないが、33人の対立候補は立てられないので、10人くらいで臨んでくるであろう。そこで我々は今後いかにして皆さん方の力を借りて、どういうふうこれから持っていくのかということ、今日ここにお集まりの皆さん方と話し合うのが目的だと思う。」

「現在、本社を入れて14分会あるが、その中で現在のA1体制を支持していないの

は、茅ヶ崎営業所のみで、かつては町田もそれに近かった。現体制を支持している他の営業所と足並みをそろえていかなければならない町田としては、まだまだ肩身がせまい。有権者300人、各役員とも全部セットで戦うことになるが、その中でどう分かれるか、これが今後の町田を占う一つの大きな意義のある数字だ。私は着任以来、一つ預かった以上、町田をこうしたいという理想は持っていて、テンポはかなりおけているが、ある程度その線にそった方向でいっていることは間違いない。人間の身体も完全無きん状態だったら風邪をひく。一つの会社、一つの職場の中にも「バイキン」は必要、しかし今までの選挙結果の数字は多すぎる。常日頃の業務の中の「バイキン」は大体25なのに、なぜ、300分の100人近くなるのか、それが町田の一つの課題であり、それを今回の選挙では完全に解消したいと思う。」

「人間というのは、態度表明をする必要がある。自分で態度表明したら、それに向かって無記名投票だろうと貫き通してもらいたい。私はその人間がどういう方針かということで労務管理をします。私の方針に従ってこななければそれだけの報復をする。それは私のやり方です。今日お集まりの39人、Fの皆さんが3回の選挙で1人も欠けることのない39票であってほしい。疑いの目をもって今後皆さん方と接触したくない。ここに集まったからは、それだけの態度を示しているのだからそれを間違いない票に結びつけてもらうことをお願いします。」

「10月7日から10日まで、執行部の運動期間があり、こちらのA2体制も運動に町田に来られる。しかし片や反体制（「批判派」）の対立候補A13グループもやってくる。そこで、これは各週休に決定づけるが、両方の主張を聞く必要はない。対立候補は実権をにぎれないから何んでも言えるが、皆さん方がまどわされるから聞くなというのではない。私がそれを言いたいのは相手が勢いづくからである。そこで、どういうブロックサインだか決めてないが、A2体制が来たら我が方の運動員が声をかける。反体制の演説は聞かずに、演説時間中は控室に入らないで自分の車をみがいておれ。」

「分会委員選挙に、Fから5人出場するが、勘ちがいしないでほしい、5人だけに入れなくてほしい。分会委員の方を紹介しておく。33名ですから。立候補番号は受け付け後、はっきり数字がわかれば班長から連絡する。」旨の発言をした。

また、昭和58年9月24日、相模原市の相模大野に所在する「学さん」でE週休者45名中約40名のほか、B1所長、町田分会選出中央委員、中央執行委員のA2書記長が出席してE週休懇親会が開催された。会場には、昭和58年10月の組合役員選挙における「執行部派」からの中央執行委員立候補予定者7名の名前がはり出されているなかで、B1所長から「今日集まってもらったのは、ほかでもない。組合役員選挙のことについて集まってもらった。A1体制からA2体制へ変わる。その役員をよろしく頼む。それから中央委員4人は現体制でいく。」「体制派が選挙演説にきたときは運動員が何らかの形でサインを出すのでみんな集まるように。反対派が演説に来たときには、外にいて自分のバスにワックスでもかけている。」「反対派が1人でも当選したら会社または組合主催の行事には一切町田から参加させない。業務懇談会も一切持たずに、すべて業務命令でやる。」旨の発言をした。また、この後、中央執行委員、中央委員、分会委員でE週休から出る4人の立候補予定者の紹介が行われた。

このほか9月14日から21日の間、AないしD週休でも班長その他の職制の呼びかけ

により懇親会が開かれ、「批判派」立候補予定者を除外し、週休によっては、当時の会社大和営業所B 3 所長、同横浜営業所B 4 所長、平塚営業所B 5 所長も同席し傍聴しているなかで、前記E、F 週休の懇親会におけると同様の趣旨の発言がB 1 所長からなされたが、これらのことについて、申立人ら「批判派」12名は、昭和58年10月3日、B 1 所長に対し文書により抗議した。

なお、B 1 所長は、前記2の(3)及び前記の発言等が会社の経営政策から逸脱したものではないと認識しており、またこれらについて会社から何ら注意、指摘を受けていない。

(2) 組合員個人へのB 1 所長らの働きかけ

ア 組合員A19に対する働きかけ

以前に「批判派」として組合役員選挙に立候補したことや日頃の活動状況から「批判派」とみられていた申立て外組合員A19に対し、昭和58年9月12日、B 1 所長は「選挙に出るのか、出ない方が自分のためだ。立候補しなければ週休は自分の好きなところへやってやる。」旨の発言をした。ついで昭和58年9月14日、B 6 助役は同人に対し「選挙に出るんだって、どうせ負けるから出ない方がいい。」、更に同人に対し昭和58年9月15日、F 週休のA20班長は「選挙に出るんだってな。とりやめれば所長のお前をみる目もかわってくるんだが。」との旨を発言し、同人の昭和58年10月の組合役員選挙（分会委員）立候補を思いとどまらせようとした。

イ 組合員A21に対する働きかけ

昭和58年10月12日、中央執行委員選挙の投票日に、申立て外組合員A21に対し、B 1 所長は「お前は選挙をやったのか。この前も出席してくれたんだから右側（「執行部派」）入れるんだろう。」、「右側入れるんだったら何ちゅうちょしているのだ、今日やっつけ。おれがいま見ているから、ここで見ている前でやっつけ。」、「お前は右を見たり、左を見たり、どっち見て書いているんだ、右だけ見て投票すればいいんだ。」、「もし、お前左側入れたら徹底的にやってやるぞ。」といった趣旨の発言を行い、「執行部派」へ投票するよう働きかけた。

(3) 投票に際しての班長その他の職制の管理・監視

前記4の(1)のウ及びエで認定した「週休別」やサークルの懇親会その他で、E 週休A11 班長、A 8、A 9 副班長、F 週休A12班長らは、各々の班、サークルなどの従業員（組合員）に対して、二人一組で投票するようにし、記入後の投票用紙を互に見せ合うよう指示等をするとともに、後にその名簿を作成し、当該班員やサークルの会員にその相手の氏名を通知した。なお、これらの通知を受けた者のうちの一部の者はそのとおり投票日に二人一組になって投票所に入り、記入後お互いに投票用紙を見せ合ったり、のぞきこんだりした上で投票した。また、記入後の投票用紙を班長や選挙委員、そして投票所の正面反対側に位置する所長席の方に見せるようなポーズをして投票する者もあった。さらにはF 週休のA20班長は班員が、投票前に投票用紙を同班長にみせたかどうかを名簿にしるしをつけ、E 週休のA 8 副班長も班員が投票用紙に記入するのをのぞき込んだりして、組合員の投票を監視していた。

5 昭和58年の組合役員選挙における申立人らの立候補状況と選挙結果

申立人らの立候補状況及び選挙得票数は別表2のとおりで、選挙の結果、申立人ら「批

判派」は全て落選した。

6 B1 所長の出向

B1 所長は、昭和59年3月12日付けで所長職を解かれ、神奈川三菱ふそう自動車販売株式会社に出向を命じられた。

別表1

申立人らの組合役員選挙における立候補状況等（昭和46年～昭和56年）

申立人氏名 申立人入社 年月 選挙年次	X 1	X 2	X 3	X 4	X 5	X 6	概要
	昭和44年 10月	昭和45年 3月	昭和49年 10月	昭和46年 3月	昭和44年 2月	昭和39年 9月	
昭和46年（改選）		○中央					分会委員に「批判派」は皆無
同 47年（補選）							「批判派」A22が対立候補をやぶり、中央委員に当選
同 48年（改選）	○中央	○中央 （※1）		○分会 （※2）		○分会	分会委員で「批判派」は半数近く当選
同 49年（補選）					○中央		対立候補なく無投票で当選
同 50年（改選）		○中央 （※1）			○分会 （※2）	○分会	分会委員で「批判派」は半数近く当選
同 51年（補選）	○分会 （※2）						
同 52年（改選）	○分会 （※2）	中央 ○分会（※2）	中央 ○分会（※2）			○分会	分会委員で「批判派」は半数近く当選
同 54年（改選）	中央 分会	中央 分会	分会	分会	分会	分会	町田分会の組合役員に「批判派」は皆無となる。
同 56年（改選）	中央 分会	中央 分会	中央 分会	分会	分会	分会	同上

（注）1. 「中央」は中央委員を、「分会」は町田分会委員を、○印は当選を示す。

2. ※1は副分会長兼書記を、※2は代議員を兼ねる。

別表2

昭和58年10月の組合役員選挙における立候補状況と選挙結果

選挙（役員）の種別	分会選出定数	「批判派」	「執行部派」
中央執行委員	7名	A13委員長候補399票	○A2委員長候補2,684票
（委員長、書記長等7役）	（各1）	外6名 388～373	○外6名 2,685～2,655
内、教宣部長	1	X1 373	○A23 2,657
中央委員	4	X2 34	○A3 263
		X1 36	○A6 266

		X 3	32	○ A 5	264
		X 6	30	○ A 7	264
町田分会分会委員 (運転職のみ)	33	(立候補者数	12名)	(立候補者数	33名)
		X 1	50票	○ A10	257票
		X 2	56	○ 外32名	250～211
		X 3	49		
		X 5	49		
		X 4	49		
		X 6	42		
		外 6 名	44 ~ 48		

(注) ○印は当選を示す。

第2 判断及び法律上の根拠

1 当事者の主張

(1) 申立人らの主張について

昭和58年10月の組合役員選挙に先立ってB 1 所長ら職制は、会社の労務政策を体現して各種会合を開催したり、組合員個人に働きかけたりして、「執行部派」の立候補予定者への支持、投票を強要する一方、申立人ら「批判派」をバイキンと呼称して誹謗・中傷し、もしも「批判派」に投票したら報復措置をとるなどの言動により、申立人ら「批判派」の選挙活動に対する妨害と落選を企図し、もって町田分会及び組合本部の組合活動における「批判派」の影響力を失わせようとしたことは、申立人らに対する不利益取扱いであると同時に、組合の自主的活動に支配介入した不当労働行為であると主張する。

(2) 被申立人の主張について

B 1 所長の言動の趣旨は、業務改善を推進していく上での各種会合を通じた従業員(組合員)との触れあいの中でこそとらえられるべきであり、また、「執行部派」が企業存在を前提として業務の基盤たる営業所業務の改善、向上に協力するのは正しいとするのをB 1 所長が評価、支持して、そのことに非協力的な者を批判したとしても、それは言論の自由の下に肯認されるべきである。各種会合自体も従来からひんぱんに開かれているものであって、B 1 所長が特定候補者を支援するために開かせたものではなく、招待を受けて出席し、自らの意思と判断で自己の信念を述べたにすぎず、これを会社がなさしめたとする申立人の主張は事実無根である。本件申立て後の昭和59年3月12日付けでB 1 所長は出向となり、申立人らへの影響も解消されており、組合自体もこれらの言動を問題としていないのであるから、これを不当労働行為として扱うことは、当を得ないものと思料され、よって本件申立ては棄却されるべきであると主張する。

2 B 1 所長の言動について

前記第1の4の(1)及び(2)で認定したB 1 所長の言動のうち、「週休別」やサークルの懇親会での発言は、班長ほかの職制を含むほとんどの従業員(組合員)及び町田分会選出中央委員ら組合役員らが出席しての場におけるものである。B 1 所長が個人として「労使協調」を説くのは自由であるが、所長の発言は現に組合内に二つの流れのあることを知りながら、かつ、申立人ら「批判派」とは対立関係にあることが明らかな「執行部派」の主張を支持

する形でなされたものであって、その従業員（組合員）に及ぼす心理的影響力の点から言っても単なる個人的意見の開陳として、言論の自由の範囲内にとどまるものとは認められない。特に昭和58年10月の組合役員選挙を直前に控えた同年9月14日から同月24日の時期に開かれた「週休別」の懇親会においてB1所長は、「執行部派」の立候補予定者の氏名をあげ、それへの支持、投票を依頼する一方、申立人ら「批判派」を「バイキン」と呼んで誹謗・中傷したばかりでなく、「批判派」へ投票した者には、「それ相応の」措置をとる旨の威迫的発言をしたことが認められる。このような発言は、それ自体、本来、会社の容喙すべきでない労働組合の自主的運営に介入するものであるばかりでなく、そのなされた時期、場所、出席者等会合の実態及び当時の組合内事情、労使関係をも合せ考えると、B1所長の意図は、申立人ら「批判派」を落選させ、それによって組合内における「批判派」の弱体化を企図していたものと認めざるを得ない。

しかして、B1所長は、前記第1の1の(3)並びに同4の(1)のイ及びエで認定した事実からみても、当該営業所を預かる最高責任者としてその業務運営につき包括的处理権限を有する監督的地位にあり、使用者の利益代表に該当していると認められ、かつB1所長自身、前記第1の4の(1)のエで認定したように、かかる発言の趣旨は、会社の経営政策に沿ったものであると認識していたものであることから、たとえ、B1所長の言動について会社と同人との間に具体的な指示、あるいは意思の疎通を裏づけるものがなかったとしても、同人の前記言動は会社自体のものとして、会社はその不当労働行為上の責任を負うといわねばならない。また、B1所長は、昭和59年3月12日付けで出向しているが、もとよりこの事実によって会社の不当労働行為責任が消滅するすじ合いではない。

3 班長その他の職制の言動について

A11班長、A8、A9副班長及びA12班長らは、下級職制であり、いずれも組合員であるから、B1所長と同一の立場に立つものではない。しかし、①B1所長の発言が行われたE週休のサークルの「野球部」懇親会や昭和58年9月中旬から下旬にかけての「週休別」懇親会は、これら班長ら職制が組合役員選挙のためであることを明らかにしたうえでの呼びかけで開催されたものであること、②彼らの一連の言動内容が昭和58年10月の組合役員選挙において申立人に立候補を思いとどませようとしたり、直接投票に干渉したりしたものであって、前記第1の4の(1)及び(2)で認定したB1所長の発言と表裏一体をなすものと認められること、③これら職制は、第1の2の(3)で認定したB1所長の平素の申立人ら「批判派」に対する態度を日常的に知り得る職務環境にあったこと等の諸事実を総合して判断すれば、これをもって単に個人的発言、あるいは「執行部派」を支持する組合員としての言動の域にとどまるものとは考えられず、むしろ、B1所長と一体となって管理職として行った組合運営に対する支配介入と認めざるを得ない。したがってB1所長の場合と同様、その言動について会社の不当労働行為責任は免れ難いと言わねばならない。

以上のとおり、前記第1の2及び3で認定した事情のもとでのB1所長及び職制の言動は、労働組合法第7条第3号に該当する会社の不当労働行為であると判断する。

よって、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条の規定を適用し、主文のとおり命令する。

昭和59年10月24日

神奈川県地方労働委員会
会長 江 幡 清